豊川市道路反射鏡設置基準

令和８年 11 月

豊川市役所

道路河川管理課

道路反射鏡設置基準

１．基準の目的

道路反射鏡の設置は、原則として道路反射鏡設置指針（社団法人日本道路協会）に基づき定めることとする。

本基準は、豊川市内のうち公道（国道、県道、豊川市道）と豊川市道道との交差点又は、湾曲部及び屈曲部などにおいて、対向車との安全確認が困難な場合に、安全確認の補助施設として道路反射鏡（カーブミラー）を市で設置する場合の基準を定めるものであり、道路反射鏡の設置に関する必要事項を定め、交通の安全に資することを目的とする。

〈留意事項〉

・道路反射鏡はあくまで安全確認の『補助施設』であり、安全確認は運転者自身の「直接目視」によることが原則。

・道路反射鏡には死角があり、歩行者や自転車は死角に隠れてしまいやすい。

・凸面鏡であり通常の鏡よりも対象物が小さく映るため距離感や速度感を錯覚しやすい。また、歩行者や自転車を見落とす恐れがある。

・鏡なので左右逆に映る。よって交差道路の手前と奥が逆に見え混乱をまねきやすい。

・道路反射鏡は接近車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反をまねきやすい。

２．適用の範囲

本基準は、次の条件のもとで道路反射鏡を設置する場合に適用する。

① 対向車との安全確認を補助するための道路反射鏡であること。

② 道路交通法を遵守した車両を確認するための道路反射鏡であること。

③ 徐行や一旦停止など、車両が最大限の安全対策を行っても対向車との安全確認が困難な箇所に設置する道路反射鏡であること。

３．設置基準

道路反射鏡は、次の基準を**すべて**満たす場合に設置することができる。

ただし市長が特に必要と認めたものに関してはその限りではない。

① 道路を利用するにあたり、道路反射鏡の設置が対向車との安全確保に有効であり、道路の通行における危険防止が認められること。
② 湾曲部又は屈曲部の場合、減速しても対向車との安全確保が困難と認められたもの。
③ 信号機が設置されていない交差点の場合、交差点部では、従道路から主道路へ出る際に、一時停止箇所より見通し線（主道路の外側線から２ｍ下がった箇所）まで徐行した状態で、対向車との安全確認が困難と認められる状況であること。
④ 道路反射鏡設置後に、私有地からの樹木剪定などの維持管理が必要とならない設置場所が確保できること。
⑤ 歩道や自転車道、自転車歩行者道を含む交差点の場合、事故の多発等により警察との協議で特に危険と認められ、かつ上記の設置基準が適合すること。
⑥ 町内会から土木事業要望書の提出があり、上記の設置基準が適合する箇所。
⑦ 設置箇所に隣接する地権者の承諾を得た箇所。（承諾書（隣接）に記載）。ただし、私有地内に設置する場合は、当該地権者の承諾があること。（承諾書（私有地）に記載）

４．原則設置できないもの

道路反射鏡は、次の条件の場合、原則設置できない。

① 設置箇所が４ｍ未満の道路。（私有地内に無償使用で設置可能な場合を除く。）
② 豊川市道以外（民地・私道・県道等）から道路に出るためのもの。
③ 主道路から従道路に出るためのもの。
④ 道路の隅切りが 3m以上ある箇所。
⑤ 歩道のある主道路へ出るためのもの。（ただし、上記３－⑤は除く）
⑥ 利用頻度が極端に少ない箇所。

５．土木事業要望書の必要がないもの

町内会や市民からの通報等により対応する。

① 道路反射鏡の角度・方向修正。（標準的な停止位置から見ての修正）

② 道路反射鏡及び支柱が損傷している。（車両等の接触による変形等）

６．　道路反射鏡の撤去について

既存の道路反射鏡については、下記の理由により撤去する場合がある。（原則、町内会等地元調整後に撤去を基本とする。）

① 民地内に設置されている道路反射鏡及び道路反射鏡の隣接する地権者の承諾書が無いものについて、地権者の都合により継続が困難となった場合。

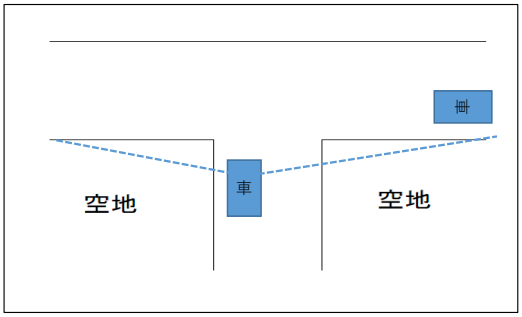
② 車両等の接触による破損が多発し、維持管理に支障をきたす箇所については、本基準を基に、道路管理者の判断により撤去する場合。（道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できないと判断した場合）

③ 歩道新設や3m以上の隅切り設置などの道路改良等により道路の形態が変わり、本基準を基に必要ないと判断できる場合。

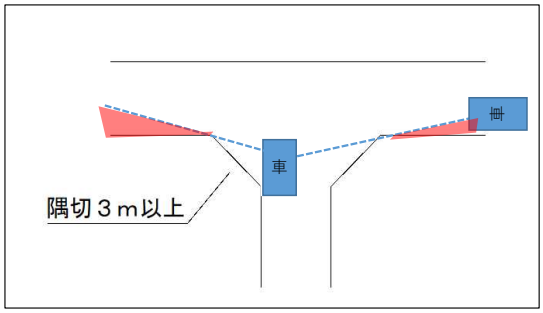
④ 町内会として必要の無いと判断し、町内要望の提出があった箇所。

設置しないと判断する例

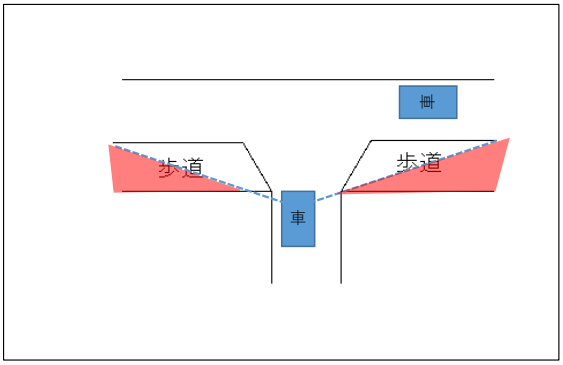
①空地等の土地利用形態で見通しが確保できる箇所



②隅切りが3m以上あり見通しが確保できる箇所

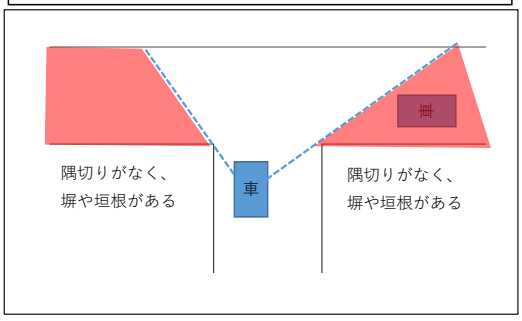


③歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる箇所

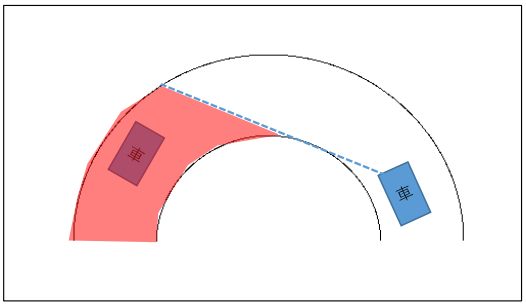


設置を検討する例

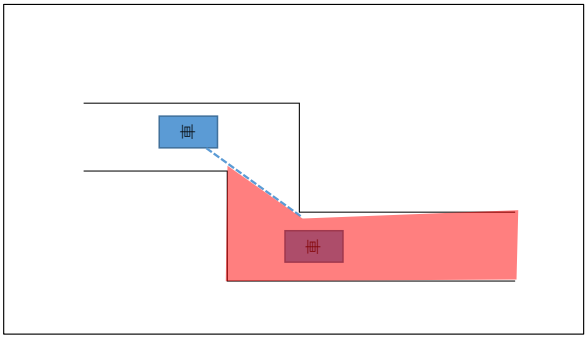
①民地内の塀や垣根等により見通しが確保できない場合



②湾曲部で、見通しが確保できない場合



③屈曲部で、見通しが確保できない場合



承　諾　書（隣接）

市道の別紙地図に示す箇所に道路反射鏡を設置することについて、下記のとおり承諾します。

記

1　土地所有者は、次の土地（以下「本件土地」という。）に接する市道の別紙地図に示す箇所に道路反射鏡を設置することに異議を申し立てない。

2　本件土地上の利用状況等の変更により道路反射鏡が支障となる等したときは、土地所有者において移設するものとする。

3　本件土地を第三者に譲渡等するときは、この承諾書の効力を当該第三者に引き継がせなければならない。

4　本承諾書への記載は、土地所有者本人又はその代理人による記名押印をもって有効とみなします。なお、代理人が記載する場合は、土地所有者との関係をご記入ください。

所在地：

年　　月　　日

豊川市長　殿

設置場所　　別紙地図に示す箇所

土地所有者　住所

氏名　　㊞

上記代理人　住所

氏名　　㊞

（本人との関係：　　）

承 諾 書（私有地）

今回、私有地に設置するカーブミラーについては、下記条件により承諾します。

記

1　カーブミラー設置に伴う借地料、補償費は一切無償とする。

2　後日、何等かの理由により、移転（撤去）を希望したときには市費によって移転し、原型復旧するものとする。

3　その他問題が発生した時は、双方協議し対応するものとする。

4　本承諾書への記載は、土地所有者本人又はその代理人による記名押印をもって有効とみなします。なお、代理人が記載する場合は、土地所有者との関係をご記入ください。

年　　月　　日

豊川市長　　殿

設置場所　　豊川市

土地所有者　　住所

氏名　　㊞

上記代理人　　住所

氏名　　㊞

（本人との関係：　　）

施行期日

この基準は、令和８年 11 月１日から施行する。